

令和8年度徳之島町インターンシップ教育事業 実施要綱

1 事業目的

町内の中学生及び高校生のインターンシップ教育事業として、関西圏での職場体験や企業訪問により望ましい勤労観や豊かな職業観を育み、就職するための進路について広く理解を深めることを目的とする。また、将来の重要な町の人材として、大きな夢に向かい挑戦し、夢の実現に向け努力する子どもを育成することを目的とする。

2 事業主体 徳之島町

3 事業概要

(1) 派遣人員 12人程度（町内在住の中学生3年生から高校生2年生）

(2) 事前研修予定

- (ア) 第1回 令和8年6月上旬 14:00～16:00
オリエンテーション、事業説明、係決定・係別協議など
 - (イ) 第2回 令和8年6月下旬 14:00～16:00
訪問先の学習等・キャリア教育講演等
 - (ウ) 第3回 令和8年7月上旬 14:00～16:00
訪問先の学習等・キャリア教育講演等
 - (エ) 第4回 令和8年7月下旬 14:00～16:00
キャリア教育講演等、本研修最終確認、結団式
- ※日程は変更になる可能性があります。

(3) 本研修

- (ア) 派遣期間 令和8年7月26日（日）～7月31日（金）（5泊6日）
- (イ) 訪問先 関西圏
- (ウ) 研修内容 職場体験、職場訪問、大学訪問
- (エ) 宿泊先 大阪市

(4) 事後研修及び事後活動

- (ア) 事後研修 令和8年8月下旬 予定
研修報告書の作成、事後活動計画策定など
- (イ) 事後活動 令和8年9月～令和9年1月
研修内容紹介のパネル展の開催・成果発表など

4 経費 研修に要する経費は、徳之島町が負担する。ただし、次に掲げる経費は、参加者本人の負担とする。

(1) 負担金 1万円（第4回事前研修で徴収します）

(2) その他の経費 旅行傷害保険料（町負担）
（傷害死亡保険3千万円を超える場合のその超過分に限る。）